

(4) 桂川中流流域下水道

桂川中流流域下水道は、京都府のほぼ中央に位置する桂川中流域の2町（園部町、及び八木町は平成18年1月1日合併して南丹市となる。）の区域を対象とし、平成2年度から事業着手し、平成11年3月から供用開始している。この地域は、JR嵯峨野線の電化・高速化や京都縦貫自動車道の整備に伴い、京阪神大都市圏の定住圏として都市化が進行しており、都市の基盤施設として良好な生活環境を確保するとともに、桂川（大堰川）、園部川等の公共用水域の水質を保全するため、下水道の整備を進めている。

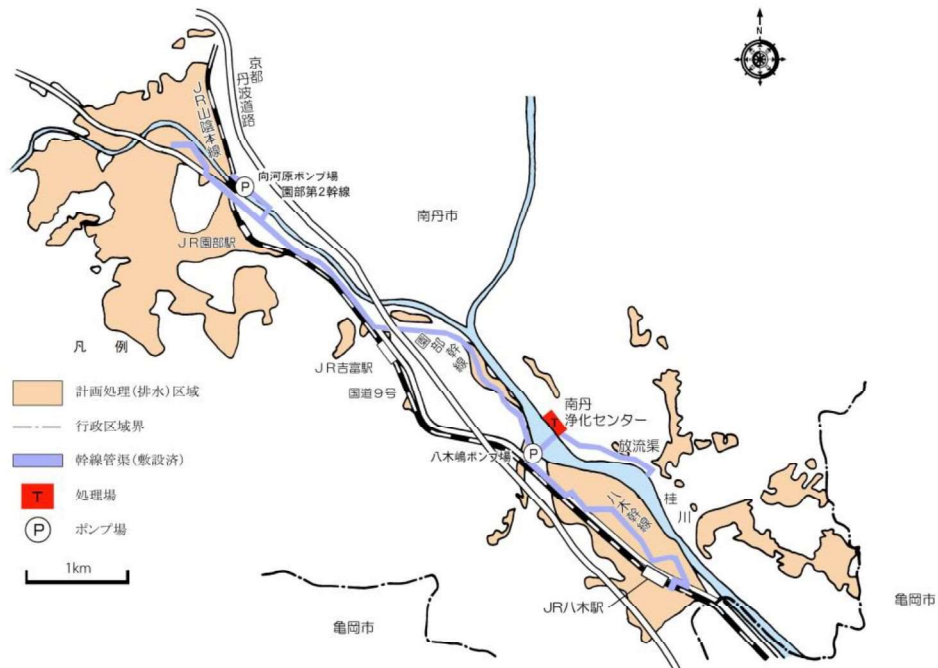
当流域下水道は平成28年度から南丹市に移管した。

| 区 分 | 全 体 計 画 | | 平 成 2 7 年 度 末 現 状 | |
|-------------------|---------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------|
| 関 係 市 町 | 南丹市 | | 南丹市 | |
| 処 理 面 積 | 南 丹 市 | 801ha | 南 丹 市 | 616ha |
| 処 理 人 口 | 南 丹 市 | 19,100 人 | 南 丹 市 | 17,221 人 (98.5%) (17,481) |
| | ()行政人口及び普及率 | | | |
| 排 除 方 法 | 分 流 式 | | | |
| 処 理 方 法 | 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段階硝化脱窒法+急速ろ過 | | | |
| 処 理 能 力 水 量 | 10,500m ³ /日 | | 10,500 m ³ /日 | |
| 管 路 施 設 | 園 部 幹 線 | 6.1km | 園 部 幹 線 | 6.1km |
| | 園 部 第 2 幹 線 | 0.7km | 園 部 第 2 幹 線 | 0.7km |
| | 八 木 幹 線 | 3.1km | 八 木 幹 線 | 3.1km |
| | 計 | 9.9km | 計 | 9.9km |
| | ポ ン プ 場 | 2 箇所 | ポ ン プ 場 | 2 箇所 |
| | マンホールポンプ | 4 箇所 | マンホールポンプ | 4 箇所 |
| 都 市 計 画 決 定 | 当初 平成 2 年 2 月 16 日 | 最終変更 平成 15 年 9 月 19 日 | | |
| 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | 当初 平成 3 年 4 月 3 日 | 最終変更 平成 20 年 3 月 25 日 | | |
| 下 水 道 法 事 業 認 可 | 当初 平成 3 年 4 月 3 日 | 最終変更 平成 20 年 3 月 25 日 | | |

経 過

| 年 月 日 | 事 項 | | |
|------------------|---------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 2 年 2 月 16 日 | 当 初 | 都 市 計 画 決 定 | 〔 処理区域面積 748ha 計画処理水量 22,000m ³ / 日 計画処理人口 31,300 人 幹線管渠延長 8,440m |
| 平成 3 年 4 月 3 日 | | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 3 年 4 月 3 日 | | 下 水 道 法 事 業 認 可 | |
| 平成 5 年 3 月 | | 園部幹線工事着手 | |
| 平成 6 年 11 月 30 日 | 第 1 回変更 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | 〔 処理区域面積 744ha 計画処理水量 22,000m ³ / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,170m |
| 平成 6 年 11 月 15 日 | 〃 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | |
| 平成 7 年 8 月 11 日 | 第 1 回変更 | 都 市 計 画 決 定 | |
| | 第 2 回変更 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | |
| 平成 8 年 1 月 30 日 | 〃 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | 〔 処理区域面積 744ha 計画処理水量 22,000m ³ / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,170m |
| 平成 8 年 2 月 20 日 | | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 9 年 1 月 | | 浄化センター建設工事着手 | |
| 平成 9 年 2 月 | | 八木幹線工事着手 | |
| 平成 10 年 1 月 | | 園部第 2 幹線工事着手 | 〔 処理区域面積 744ha 計画処理水量 22,000m ³ / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,710m |
| | | 室河原ポンプ場及び八木嶋ポンプ場建設工事着手 | |
| 平成 10 年 3 月 30 日 | 第 3 回変更 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | |
| 平成 10 年 4 月 8 日 | 〃 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 10 年 6 月 4 日 | 第 4 回変更 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | 〔 処理区域面積 744ha 計画処理水量 22,000m ³ / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,710m |
| 平成 11 年 3 月 31 日 | | 桂川中流流域下水道供用開始 | |
| 平成 12 年 2 月 18 日 | 第 2 回変更 | 都 市 計 画 決 定 | |
| 平成 12 年 7 月 14 日 | 第 5 回変更 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 12 年 7 月 14 日 | 第 4 回変更 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | 〔 処理区域面積 803ha 計画処理水量 22,000m ³ / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,860m |
| 平成 14 年 3 月 18 日 | 第 5 回変更 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | |
| 平成 14 年 3 月 25 日 | 第 6 回変更 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 15 年 9 月 19 日 | 第 3 回変更 | 都 市 計 画 決 定 | |
| 平成 15 年 12 月 8 日 | 第 6 回変更 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | 〔 処理区域面積 801ha 計画処理水量 10,500m ³ / 日 計画処理人口 19,100 人 幹線管渠延長 9,860m |
| 平成 16 年 3 月 26 日 | 第 7 回変更 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 20 年 3 月 25 日 | 第 7 回変更 | 下 水 道 法 事 業 認 可 | |
| 平成 20 年 3 月 25 日 | 第 8 回変更 | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | |
| 平成 28 年 4 月 1 日 | | 南丹市へ移管 | |

桂川中流流域下水道計画概要図



南丹浄化センター平面図

